平成２２年（フ）第９５号
新潟県新発田市大栄町４丁目４番17号
債務者　長谷川京子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第９９号
新潟県新発田市御幸町３丁目14番３号　レオパレス　リバティⅡ107
債務者　冨樫　　忍
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１００号
新潟県村上市岩船中新町２番11号
債務者　渡邉　貞博
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１０２号
新潟県岩船郡関川村大字下関1200番地10
債務者　加藤　和子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１０５号
新潟県村上市三之町11番11号
債務者　本間　和律
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２８５号
愛知県一宮市小信中島字仁井西55番地７
債務者　城後　玉紀
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２９０号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字寺前41番地
債務者　安藤　真美
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２９９号
愛知県一宮市古金町２丁目28番地３
債務者　大塚　優子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３０８号
愛知県一宮市東五城字大平裏５番地　県営住宅６棟201号
債務者　小島　　勇
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３１０号
愛知県江南市藤ケ丘３丁目１番地３　江南団地41棟103号
債務者　成田　幸二
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３１１号
愛知県江南市藤ケ丘３丁目１番地３　江南団地41棟103号
債務者　成田　芳枝
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２１号
香川県観音寺市茂木町１丁目１番５号
債務者　牧野　泰子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第３１号
香川県観音寺市柞田町乙2232番地
債務者　大西千賀子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第３２号
香川県観音寺市池之尻町1071番地６
債務者　大河内雄二
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第２５１号
長崎県大村市今津町1419番地14、前住所千葉市若葉区若松町502番地の67
債務者　社家間敏春
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
長崎県諫早市小船越町862番地19　コーポフローリアＣ―102号、前住所長崎県佐世保市大岳台町29番11号
債務者　向井　美紀
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
長崎県諫早市天満町57番22号　宮崎アパート５号、前住所長崎県諫早市高来町峰61番地８
債務者　小島　一正
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
長崎県諫早市高来町平田633番地１
債務者　前田ひとみ
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係